

---

◎臨時議長紹介

○事務局長 おはようございます。

私より申し上げます。一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。

つきまして、出席議員中、淀 秀夫議員が最年長でございますので、議長席にご着席の上、議事を進行していただきますようお願い申し上げます。

---

◎臨時議長あいさつ

(臨時議長 淀 秀夫君 登壇)

○臨時議長 おはようございます。

ただいま紹介いただきました淀 秀夫でございます。

本日招集されました令和元年第1回川西町議会臨時会の開会に当たり、ただいま紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うことになりました。

議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして職責を果たしたいと存じますので、特段のご協力をお願い申し上げます。

---

◎開会の宣告

○臨時議長 本日の会議は、欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第1回川西町議会臨時会を開催いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○臨時議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

一般選挙後最初の会議でありますので、町長からのごあいさつ並びに議員各位からの自己紹介及び町当局出席者の紹介を行っていただきます。

---

◎町長あいさつ

○臨時議長 初めに、町長からごあいさつを、ご登壇の上、お願いします。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 改めまして、おはようございます。

本日ここに新たに町民の皆様の厚い信託を受けられました議員各位をお迎えし、記念すべき令和元年第1回川西町議会臨時会が開催されるに当たり、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことは、私にとりましてまことに光栄なことであり、深く感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月21日に執行されました平成最後の川西町議会議員選挙において町民の皆様の支持を得、めでたく当選を果たされ、本日、初議会を迎えられましたことは、まことにご同慶のきわみであり、心よりお祝いを申し上げます。

ことしは、2月に天皇陛下がご在位30周年を迎えられ、4月30日にご退位され、5月1日に皇太子殿下が新天皇にご即位され、新たな令和という年号を受け、日本も新たな未来に向かって動き出しました。

昭和から平成、そして令和の今日に至るまで日本が歩んだ道のりは決して平坦なものではなく、先人のたゆまない努力により平和な日本が築かれてまいりました。国際的にも先進国の一員として経済的な豊かさを享受できることとなりましたが、成熟した社会が持つ人口減少や少子化、高齢化とあわせ経済的格差の拡大など、日本が内外に抱える課題は多種多様であります。

国民誰もが平和で豊かな暮らしを享受できる社会の形成は普遍の原理でありますので、地方においても尊厳を持って暮らしていける社会の実現が、私たちに求められている使命と認識しております。

ことしは、昭和30年、1町5カ村が大同団結し川西町が誕生して64年目を迎えました。議会議員の諸先輩を初め、先人のたゆまない努力により今日の川西町が形成されてまいりました。誕生当初の財政危機、昭和42年の羽越水害など、さまざまな困難を乗り越えながら、50年代には高度経済成長とともに町民所得が向上し、農村総合整備モデル事業等により農村環

境は飛躍的に改善され、本町は全国でも屈指の水田地帯となりました。平成の時代には、町道・下水道整備のインフラに加え、各小・中学校改築、フレンドリープラザ、浴浴センター建設、新ダリヤ園整備、公立置賜総合病院開院等々の生活環境、文教や産業施設の整備、医療・福祉施設の充実が図られるなど、いつの時代においても町民の幸せと将来の町の発展を願い、事業が展開されてまいりました。

私は、先人が残されました川西町発展の基礎をしっかりと受け継ぎながら、次の10年を見据えた町政運営が私に課せられた課題と受けとめ、町発展のため努力を傾注してまいります。町政運営に当たりましては、町議員の皆さんの温かいご支援、ご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。今後とも町民の最大限幸福を願い、町勢の発展に邁進してまいりますので、これまで以上にご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、持続的なまちづくりを進める上で最大の課題は、人口減少社会の克服であると考えております。川西未来ビジョン並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる経済活性化、移住・定住促進、生涯現役、女性にやさしいまちづくりの各プロジェクトを重点課題とし、各種施策を着実に推進し、克服してまいりたいと考えております。

今年度は、地方創生総合戦略計画期間の最終年度を迎えますので、本計画5年間の検証と社会状況を検証し、広く町民の皆さんのご意見をいただきながら、次期計画の策定に向け検討を進めてまいります。

一方、新庁舎整備、現庁舎跡地の利活用、メディカルタウンの整備、公共施設の総合管理など大型事業が続きますが、本町の財政状況から各種起債事業を活用し事業化せざるを得ませんので、将来の財政見通しを精査し、事業を厳選しながら財政規律を保つ、メリ張りのある行政運営に努めてまいります。さらに、今まで以上にグローバルな視点を持ちながら地域を見つめ直し、持続性のある町政運営が求められていることを肝に銘じながら施策を進めてまいります。

最後に、川西町議会の特筆すべき活動について触れさせていただきます。

議会基本条例を制定し、議会の活性化を図りながら、川西町地酒による乾杯を推進する条例、そして、ことし3月には、川西町読書推進条例を議員発議により制定されるなど、町の経済発展や活性化のため、町民目線に寄り添った活動を展開され、全国的にも高い評価を得、各地からの視察も後を絶たない状況となっております。さらに、広報全国コンクールにおきましては、初の2年連続の最優秀賞を受賞されるなど、9年連続入賞を果たされるなど、素晴らしい活躍であります。今後も、さらなる町議会のご隆盛を心からご期待申し上げます。

ろであります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますのご活躍、町議会の発展を心から願い、初議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長 町長あいさつを終わります。

---

#### ◎出席者紹介

○臨時議長 次に、議員各位の自己紹介に移ります。

自己紹介は、ただいまご着席の北側から南側へ、順に自席で行ってください。

それでは、順次お願ひいたします。

○1番 川西町上小松、井上晃一と申します。よろしくお願ひいたします。

○2番 川西町上小松、遠藤明子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○3番 同じく上小松、渡部秀一と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

○4番 吉島の洲島、寒河江 司と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○5番 玉庭の吉村と申します。日本共産党公認で今回当選させていただきました。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○6番 川西町大字吉田の島貫 偕です。よろしくお願ひします。

○7番 吉島尾長島の伊藤寿郎であります。2期目となりました。当議会では最年少議員ということで、皆様よりご指導、ご鞭撻をさらによろしくお願ひいたします。

○8番 下奥田の伊藤 進です。2期目となりました。まだまだ不十分なところありますが、皆さんの力添えをいただきながら精いっぱい努めます。よろしくお願ひします。

○13番 おはようございます。中郡堀金出身の鈴木幸廣と申します。2期目でございます。何分ふなれでございますので、4年間はやったと申せ、ふなれでございますので、今後ともご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○9番 おはようございます。2期目で、これからも一生懸命やっていきたいと思ひます。上小松の神村建二と申します。よろしくお願ひします。

○10番 同じく上小松出身の橋本欣一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○14番 大塚の加藤俊一でございます。皆さん、よろしくお願ひいたします。

○12番 高橋輝行です。よろしくお願ひします。

○臨時議長 議員各位の自己紹介を終わります。

引き続き、町当局の紹介をお願いします。

町長より、行政委員会の長の方々、町三役の方々、次に管理職等職員の方々の順にお願いいたします。

なお、議会事務局職員については、議会事務局長よりお願いいたします。

町長原田俊二君。

○町長 私からご紹介を申し上げます。

まず初めに、行政委員会の関係であります、監査委員の島貫憲明氏であります。

○監査委員 島貫です。よろしくお願いいたします。

○町長 続きまして、農業委員会会長の大沼藤一氏であります。

○農業委員会会長 大沼です。よろしくお願いいたします。

○町長 続きまして、町関係であります、前列より、副町長の山口俊昭であります。

○副町長 山口です。どうかよろしくお願いいたします。

○町長 続きまして、教育委員会教育長の小野庄士であります。

○教育長 どうぞよろしくお願いいたします。

○町長 会計管理者兼税務会計課長の後藤哲雄であります。

○会計管理者・税務会計課長 後藤です。よろしくお願いいたします。

○町長 住民生活課長の佐藤紀子です。

○住民生活課長 佐藤紀子です。よろしくお願いいたします。

○町長 後列になりますが、調整監兼総務課長の鈴木清隆です。

○総務課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○町長 未来づくり課長の井上憲也です。

○未来づくり課長 井上です。よろしくお願いいたします。

○町長 政策推進課長の遠藤準一です。

○政策推進課長 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○町長 まちづくり課長の奥村正隆です。

○まちづくり課長 奥村です。よろしくお願いいたします。

○町長 福祉介護課長の大滝治則です。

○福祉介護課長 大滝です。よろしくお願いいたします。

○町長 健康子育て課長の鈴木浩之です。

○健康子育て課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

- 町長 3列目になりますが、未来づくり課、財政主幹の中山宗隆です。
- 財政主幹 中山です。よろしくお願いします。
- 町長 続きまして、向かって右側、2列目ではありますが、産業振興課長の奥村邦彦です。
- 産業振興課長 奥村でございます。よろしくお願いします。
- 町長 農地林務課長の阪野正則です。
- 農地林務課長・農業委員会事務局長 阪野です。よろしくお願いいたします。
- 町長 地域整備課長の吉田良司です。
- 地域整備課長 吉田でございます。よろしくお願いします。
- 町長 教育総務課長の淀野芳広です。
- 教育総務課長 淀野です。よろしくお願いします。
- 町長 生涯学習課長の針生富雄です。
- 生涯学習課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。
- 町長 以上、職員の紹介とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
- 事務局長 私より、議会事務局職員を紹介させていただきます。
- 大友勝治議会事務局補佐、兼ねて監査委員事務局補佐でございます。
- 事務局長補佐 大友です。よろしくお願いします。
- 事務局長 梅津郭文議会事務局主査、兼ねて監査委員事務局監査主査でございます。
- 主査 梅津です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 私、議会事務局長、兼ねて監査委員事務局長の緒形信彦でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 臨時議長 以上で紹介を終わります。

---

◎仮議席の指定

- 臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
- 仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。
- ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時46分)

- 
- 臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◎議長の選挙

○臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人は、3番渡部秀一君及び4番寒河江 司君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○臨時議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○臨時議長 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の名前を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○臨時議長 投票漏れはありませんか。

(な し)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○臨時議長 開票を行います。

開票立会人渡部秀一君及び寒河江 司君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

うち有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中

加 藤 俊 一 君 13票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た加藤俊一君が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 ただいま議長に当選されました加藤俊一君が議長におられますので、本席から、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の通知をいたします。

---

◎議長当選のあいさつ

○臨時議長 加藤俊一君、議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願いいたします。

(13番 加藤俊一君 登壇)

○13番 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員各位におかれまして多大なるご推挙をいただきまして、川西町議会議長に当選させていただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。当選させていただきました、前期に続きまして2回目の議長ということで、本当に身の引き締まる思いとともに非常に責任の重さを感じておるところでございます。

ご案内のとおりであります。川西町は今、メディカルタウン計画、さらには新庁舎整備、さらには合併以来のインフラ整備と老朽化に伴ういろいろな整備が重なっておるわけであり

ます。それにしがいまして大規模な予算が取り組まれるわけであります。

議会としまして、二元代表制の中で議会としてやるべきこと、これをしっかりと二元代表制の代表の中でしっかりとその議長としての役、そしてまた議員の皆様方のさらなるご指導をいただきながら努めてまいりたいと思います。

当局におかれましても、今後ともご協力をいただきますとともに、先ほど申し上げましたけれども、二元代表制の中で是々非々、議会として取り組んでまいりたい。それには、町民の意見、そしてまた町民の付託に応えるべき、議会としてのあり方をさらに議会改革を通じながらこれからも取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので。ただし、町当局と議会としても町民の幸せを一番考えておるわけでありますから、是々非々で臨むとともに、川西町の発展、そして町民の方々が安心して安全な、そして将来の子供たちが川西町でよかったな、住んでよかったなと言われるような議会改革に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、議員各位、当局におかれましても、さまざまな面にわたりましてご意見、ご指導をいただく場面があると思います。そのときまた、ひとつご指導賜らければなと思っております。今後ますますの皆様方のご活躍、そして川西町のご発展をご祈念申し上げまして、議長就任のあいさつにかえさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○臨時議長 これをもって、地方自治法第107条の規定による臨時議長の職務を終了いたしました。

ご協力感謝申し上げ、降壇いたします。まことにありがとうございました。

加藤俊一議長、議長席にご着席願います。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時25分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時28分)

---

#### ◎日程の追加

○議長 これからは、私より議事を進めてまいりますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました日程を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は、既に配付の追加議事日程に従って進めてまいります。

地方自治法第121条の規定による提案理由説明のための町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員への出席要求につきましては、本議場におられる各位に対し、本席から口頭をもって出席を要求いたします。

---

#### ◎議席の指定

○議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

先例に従いまして、私の議席を最終番といたしますので、今までの私の仮議席には次席の議員に着席いただきます。

(議席の移動)

○議長 議席につきましては、川西町議会会議規則第4条第1項の規定により、私から、ただいまご着席の議席のとおり指定いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長 追加日程第2、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

1番井上晃一君、2番遠藤明子さん、ご両名をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長 追加日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 1時31分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時33分)

---

◎副議長の選挙

○議長 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票によって行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人に3番渡部秀一君及び4番寒河江 司君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

開票立会人の渡部秀一君及び寒河江 司君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

うち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

鈴木幸廣君 11票

淀 秀 夫 君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た鈴木幸(合)君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました鈴木幸(合)君が議場におられますので、本席から、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ◎副議長当選のあいさつ

○議長 鈴木幸(合)君、副議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願いいたします。

9番鈴木幸廣君。

(9番 鈴木幸廣君 登壇)

○9番 ただいまの川西町議会副議長選挙におきまして当選をさせていただきました。議員の皆様方、大変ありがとうございました。

先ほど所信で申し上げましたとおり、加藤議長ともどもに開かれた議会を目指して今後とも頑張っている所存でございますので、どうかよろしくご指導のほどお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。（拍手）

---

◎議席の一部変更

○議長 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

副議長選挙に伴い、先例に従いまして、副議長の議席を最終2番、いわゆる13番といたしますので、今までの副議長の仮議席には次席の議員に着席いただき、さらに以降の議席の議員におかれても順次お詰めください。

（議席の移動）

○議長 議席の一部変更については、川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、ただいまご着席の議席のとおり、本職より一部変更して指定いたします。

ここで、川西町議会運用例確認等のための全員協議会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

なお、本会議の再開時刻は、口頭をもって通知いたします。

（午後 1時54分）

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時01分）

---

◎発議第5号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

○議長 追加日程第6、発議第5号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料の配付のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時02分）

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 2時04分)

---

○議長 本職より、初めに総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員について指名いたします。

総務文教常任委員会委員7名、淀 秀夫君、橋本欣一君、鈴木幸廣君、伊藤 進君、寒河江 司君、遠藤明子さん及び私、加藤俊一。

産業厚生常任委員会委員7名、高橋輝行君、神村建二君、伊藤寿郎君、島貫 偕君、吉村 徹君、渡部秀一君、井上晃一君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員に選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

◎日程の追加

○議長 このたび私は、川西町議会運用例第7章第3項の規定により、総務文教常任委員会委員を辞退いたしたいと思っております。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退についてを追加日程にさらに追加し、追加日程第1とし、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退についてを追加日程第1とし、議題にすることに決定いたしました。

本案は、私の一身上に関する事件であり、除斥に該当いたしますので、副議長と交代いたします。

(加藤俊一議長 退場)

(副議長、議長席に着席)

○副議長 議長と交代いたしましたので、引き続き議事を進めます。

---

◎常任委員会委員の辞退

○副議長 追加日程第1、常任委員会委員の辞退、これを議題といたします。

お諮りいたします。加藤俊一議長の常任委員会委員の辞退について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、加藤俊一議長の常任委員会委員の辞退については許可することに決定いたしました。

加藤俊一議長の復席を求めます。

(加藤俊一議長 復席)

○副議長 加藤俊一議長に申し上げます。

常任委員会委員の辞退については許可されましたので、告知いたします。

議長と交代いたします。

(議長、議長席に着席)

○議長 副議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。先刻、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選、あわせて先例による議会運営委員会委員等の選考についての協議のため、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。議会運営委員会の委員の選出につきましては、先例により総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広聴広報常任委員会の各常任委員会委員長3名と、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会よりそれぞれ1名といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

それでは、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の開催場所を私から指定いたします。総務文教常任委員会は議員控室、産業厚生常任委員会は委員会室、以上のとおり指定いたします。

なお、初めての常任委員会でありますので、川西町委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は各委員会の年長委員が行うこととなっております。

また、役職の選出結果を私まで報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時12分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時07分)

---

◎総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 常任委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、伊藤 進君、同副委員長、寒河江 司君。

産業厚生常任委員会委員長、神村建二君、同副委員長、島貫 偕君。

以上のとおりであります。

---

◎発議第6号 広聴広報常任委員会委員の選任

○議長 追加日程第7、発議第6号 広聴広報常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

本職より、広聴広報常任委員会委員について指名いたします。

広聴広報常任委員会委員 6 名、鈴木幸(合)君、伊藤 進君、伊藤寿郎君、渡部秀一君、遠藤明子さん、井上晃一君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、広聴広報常任委員会委員に選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

広聴広報常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第 8 条第 2 項の規定による正副委員長の互選についての協議のため常任委員会を開催いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、広聴広報常任委員会を開催することに決定いたしました。

それでは、広聴広報常任委員会の開催場所を私から指定いたします。開催場所は委員会室を指定いたします。

なお、初めての広聴広報常任委員会でありますので、川西町委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長の互選に関する職務は委員会の年長委員が行うこととなっております。

また、役職の選出結果を私まで報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3 時 1 0 分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3 時 3 2 分)

---

#### ◎広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職よ

り報告いたします。

広聴広報常任委員会委員長、伊藤寿郎君、同副委員長、遠藤明子さん。

以上のとおりであります。

---

◎発議第7号 議会運営委員会委員の選任

○議長 追加日程第8、発議第7号 議会運営委員会委員の選任、これを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第4条の2及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

淀 秀夫君、橋本欣一君、神村建二君、伊藤 進君、伊藤寿郎君、井上晃一君。

お諮りいたします。以上6名の方を議会運営委員会委員に選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3時34分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時10分)

---

◎議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会運営委員会委員長、橋本欣一君、同副委員長、井上晃一君。

以上のとおりであります。

---

◎発議第8号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

○議長 追加日程第9、発議第8号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任、これを議題といたします。

本案は、置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、置賜広域行政事務組合議会議員2名を選任するものであります。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の一部事務組合議員の選挙の方法に準じ、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名推選の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第4項の規定を準用し、本職が指名する方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。置賜広域行政事務組合議会議員に、高橋輝行君、寒河江 司君を選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、高橋輝行君、寒河江 司君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました、高橋輝行君、寒河江 司君が議場におられますので、川西町議会運用例第4章第9項の規定を準用し、選任の告知をいたします。

---

◎選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○議長 追加日程第10、選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員3人を選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。

また、指名推選の方法につきましては、議会運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に、淀 秀夫君、渡部秀一君及び私、加藤俊一、以上3人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名申し上げた3人を、置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、淀 秀夫君、渡部秀一君及び私、加藤俊一を、置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま当選人に決定されました、淀 秀夫君、渡部秀一君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項並びに川西町議会運用例第4章第9項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### ◎発議第9号 特別委員会の設置について

○議長 追加日程第11、発議第9号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置につきましては、川西町委員会条例第5条及び川西町議会運用例第7章第8項の規定により、今後の川西町各会計予算関係議案を審査するため、本職を除く議員で構成する特別委員会を設置しようとするものであります。

議会事務局長に議案を朗読いたさせます。

緒形事務局長。

(議会事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において予算特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 4時17分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4時29分)

---

◎特別委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 予算特別委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

予算特別委員会委員長、井上晃一君、同副委員長、淀 秀夫君、以上のとおりであります。

---

◎議第31号 川西町監査委員の選任について

○議長 追加日程第12、議第31号 川西町監査委員の選任について、これを議題といたします。

吉村 徹君は、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場願います。

(吉村 徹議員 退場)

○議長 提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第31号 川西町監査委員の選任についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議員選任監査委員が任期満了により欠員となったため、提案するものであります。

私から提案させていただきます。

川西町監査委員の選任について。

川西町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字玉庭3884番地2。

氏名、吉村 徹。

生年月日、昭和25年9月12日。

本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

吉村 徹君の復席を求めます。

(吉村 徹議員 復席)

○議長 吉村 徹君に申し上げます。

ただいま川西町監査委員の選任については同意することに決定いたしましたので、告知いたします。

---

◎議第29号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

○議長 追加日程第13、議第29号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、

これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第29号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、提案を申し上げます。

提案理由につきましては、元号を改める政令が施行されたことに伴い、関係条例を整備する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして鈴木総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第29号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、ご説明いたします。

改元に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するというので、もう一つ別紙で概要を準備してございますので、そちらで説明させていただきたいと思っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

1、制定の趣旨でございますが、元号を改める政令が5月1日に施行されたことに伴い、関係条例の整備を行うため制定するものでございます。

2、制定の内容でございます。本町の条例中、以下の条例でございます。(1)が川西町税条例、2つ目が川西町都市計画税条例、3つ目が川西町介護保険条例、4つ目が川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、5つ目が川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、6つ目が川西町税条例の一部を改正する条例、7つ目が川西町税条例等の一部を改正する条例、最後の8つ目が川西町介護保険条例の一部を改正する条例、以上8つの条例中、本文及び附則に規定されている令和元年5月1日以降に適用となる条項の年号を「平成」から「令和」に改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 若干提案の内容とそれる部分があるかもしれませんが、天皇陛下の退位と即位という言葉があるのかな。この言葉が正解ですか。

役場正面での記帳の関係なんですけれども、ちょっと提案の内容とそれますけれども、ある町民が退位の日記帳、そして即位の日記帳というふうに理解をされておったようなんです。近隣の他市町の場合は2日間の日程で役場の正面玄関のほう、庁舎によって違うと思うんですけれども、備えられたようです、新聞報道見ますと。ところが、本町の場合は、この提案の内容とちょっと、議長ね、大変申しわけない、大事なことだと思ったので。本町の場合は1日だけなんです。しかも8時半から5時までですか。事務的な立場からいきますれば、9時からね、他市町は。つまり、行政サービスというか、そういう部分で……

○議長 暫時休憩します。

(午後 4時37分)

---

○議長 休憩を解きます。

(午後 4時37分)

---

○議長 高橋輝行君。

○12番 議長、全くご指摘のとおりで、その部分は私も内容を越えているのかなという感じもするわけですが。このような条例改正に伴っての非常に大事な元号の改定の関係なものですから、ちょっと考え方をお聞きしたということ。もしご配慮いただければお答えをいただきたい。

○議長 暫時休憩します。

(午後 4時39分)

---

○議長 休憩を解きます。

(午後 4時43分)

---

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議第30号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長 追加日程第14、議第30号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第30号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして後藤税務会計課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私より、議第30号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について説明をさせていただきます。

川西町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町税条例等の一部を改正する条例。

本日付、町長名でございます。

別紙の概要書により説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨ですが、平成31年度の税制改正については、消費税の引き上げが8%から10%へ令和元年10月1日から予定されております。その引き上げに伴う対応や地方税財源の確保等を図るための内容となっており、この税制改正に合わせて地方税法等が改正されたこ

とに伴い、本町の次の関係条例を改正するものでございます。

関係条例は5つあります。1つが川西町税条例、2つ目に川西町税条例等の一部を改正する条例、これについては平成28年の改正条例でございます。3つ目に川西町税条例等の一部を改正する条例、これについては平成30年の改正条例でございます。4つ目に川西町国民健康保険税条例。5つ目に川西町都市計画税条例でございます。

次に、2の主な改正内容ですが、(1)川西町税条例の一部改正関係につきましては、①ふるさと納税の見直しでございます。この改正は、令和元年6月1日からの施行となるものでございます。ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体をふるさと納税の対象外にすることができるように制度が見直されたものでございます。見直しの内容は、総務大臣が、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体が返礼品を送付する場合に、返礼品の返礼割合が3割以下であること、返礼品が地場産品であることのいずれも満たす地方公共団体をふるさと納税の対象として指定することとなったものでございます。

②住宅ローン控除の拡充でございます。この改正については、平成31年4月1日から適用となるものでございます。消費税の8%から10%への引き上げに伴い、消費税率10%が適用される住宅取得について、消費税率2%引き上げ分の負担に着目し、控除額の上限を設定するものでございます。住宅ローン控除の控除期間を、改正前の10年から改正後の13年へ3年間延長するものでございます。ただし、ローン残高が少ない場合については、これまでどおり、住宅ローン年末残高に応じて減額するものでございます。

次のページをごらんください。

次のページには、住宅ローン控除の拡大のイメージをお示ししておりますので、ごらんください。

③子供の貧困に対応するための個人町民税の非課税措置でございます。この改正は、令和3年1月1日から施行となるものでございます。子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親の個人町民税を非課税とするものでございます。

④その他、法律の改正によって条項や文言などが変更等されているもので、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

(2)の川西町税条例等の一部を改正する条例、平成28年の改正条例でございます。これ

につきましても、ただいま申し上げました、法律の改正によって条項等の文言が変更されておりまして、その内容を法律の内容に沿った内容に変更するものでございます。

次に、(3)の川西町税条例等の一部を改正する条例、これにつきましては、平成30年に改正した条例でございます。資本金1億円を超える法人が申告書の提出を電子的に行える場合の申告書の提出方法等についての改正でございます。法人の市町村民税等に係る申告書の提出につきましては、平成30年度の税制改正で経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、資本金1億円を超える法人について電子申告が義務化されたものでございます。その法人が、電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子申告をすることが困難であると認められる場合で、事務所または事業所所在地の市町村長の承認を受けたときは、電子申告をしないで申告書を提出することができるようにするものでございます。

以上が町民税関係における改正内容でございます。これらの影響額については、約7万円の減額でございます。

続きまして、(4)の川西町国民健康保険税条例の一部改正関係については、平成31年度分から適用するものでございます。

初めに、国民健康保険の課税関係から説明をさせていただきます。国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）、介護納付金課税額（介護分）で構成されており、これらを合算したものが年税額となり世帯主に課税されるものでございます。

次のページをごらんください。

なお、医療分と支援金分は国民健康保険被保険者全員を対象に課税され、介護分は40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者について課税されるものでございます。

②の計算方法にお示ししている表の税率等に基づきまして計算をするものでございます。

③の減額措置について。この措置については、低所得者の負担の軽減を図るため、次に掲げる世帯区分の所得額の合計額に応じ、被保険者均等割額または世帯別平等割額を減額するものでございます。以下の表は、減額基準と世帯の所得区分をお示ししている表になります。

次に、④このたびの改正内容につきましては、1つがアの基礎課税額の限度額を増額するもので、医療給付等が増加する中で必要な保険税収入を確保する観点から、限度額超過世帯のバランス等を考慮し、基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に増額するものでございます。②の表の基礎課税額の欄の一番下の課税限度額を58万円から61万円に変更するもの

でございます。

次のページのイ、減額判定所得額の増額については、低所得者の減額判定の基準となる対象世帯の所得額の合計額を算定する基礎額を、5割軽減の場合27.5万円を28万円に、2割軽減の場合50万円を51万円に増額するものでございます。前のページの③の表中、減額基準、5割では27.5万円を28万円に、2割の減額基準では50万円を51万円にそれぞれ増額するものでございます。

この改正によりまして、国民健康保険税の影響額については、約35万円の増額でございます。

次に、(5)の川西町都市計画税条例の一部改正関係につきましては、法律改正に沿った町条例の内容を変更するものでございます。

次に、3の適用等につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

その他それぞれ記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 議員各位に申し上げます。本日予定しております議事日程を全て終了するには、午後5時を経過するものと思われま。つきましては、本日の会議時間はあらかじめ延長することといたします。ご了承願います。

本案に対する質疑を許します。

10番橋本欣一君。

○10番 国民健康保険税ですけれども、既に3月議会等々でもご質問させてもらっておるところなんですけれども、一般会計からの投入によって負担分を軽減すべきだというふうな提案でございましたけれども、町長のお考えは変わりないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回提案させていただいている内容は、国会で審議された内容で地方税法が改正されたということを受けた形で条例に基づいて改正されたものでございまして、国の税法が優先されておりますので、それに準じた形で施行したいという考え方でございます。一般会計からどうこうという問題については、現状では考えておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 ほかに。

7番伊藤寿郎君。

○7番 私からは、(1)①のふるさと納税制度の見直しということで、見直しの件でちょっと確認したいことがあります。下から3行目の文言で、返礼割合が3割以下であることと返礼品が地場産品であることのいずれも満たす地方公共団体をふるさと納税の対象としてあります。当町には紅大豆がありまして、これは登録商標もとられている商品でございますので、登録商標とっても結構町以外、県以外にもどんどんつくってくださいというふうなやり方でされているのは十分確認しておりますけれども、この地場産品で限定された当町のこれから紅大豆の取り扱いの見直しがあるものかどうか。もう一点は、地場産品にしたことによって紅大豆の販売等に影響があるものかどうか。その2点をお聞きしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ふるさと納税につきましては、総務省の見直しの通達がございまして、返礼品3割以下というふうな指示がございまして、今回4月上旬から見直しを図って返礼品を設定しているところでございます。その中で地場産業の商品につきましては、一応町内で生産されたもの、あるいは町内で加工されたもの、それから製品化されたものということで使い分けになっておりまして、県当局等と相談をしながら返礼品を精査していただいているという内容でございます。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 もう一度、紅大豆の商品に関しての影響だったり見直しはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 紅大豆につきましては、商品はそのまま生豆で売っておりますし、その加工品についても製品として、返礼品として実施しているわけですが、そのほかについては、私どもの商標をとってございますので、その許可を得ながら、その販売等には利用していただいておりますが、返礼品については、いまだそういうことは今のところはございませんので、これから検討させていただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 私からも、このふるさと納税の関係をちょっとお聞きしたいんですけれども、若干というか、かなり大分、浦島太郎的な部分があるんですが、今現在はどういった内容で取り組んでいますか、ちょっと実績なども含めてお尋ねしたいんですけれども。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ふるさと納税につきましては、先ほど申し上げましたとおり、寄附額の3分の1以内での返礼品をお返しをしているという内容でございます。それで、製品の内容、ふるさと納税の返礼品の内容につきましては、町内から産出されたお米、それから米沢牛、それから町内で加工された品物、お酒等ですね、そういうものを返礼品として扱っているところでございます。ホームページのほうでは、今回見直しを図りまして約90品目ほどの返礼品を準備して、皆様方にご利用いただいているという内容でございます。

30年度のふるさと納税の寄附額でございますが、おおよそ9,900万でございます。3,690件ほどの寄附件数がございまして、29年度から比べますと約3割程度上昇している、寄附額が増加したという内容でございます。

以上でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 後日、実質的な数値の資料などをいただければ、勉強したいと思いますので、よろしくご配慮をお願いします。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長 以上をもって本日の日程は終了いたしました。先ほど開催された広聴広報常任委員会及び議会運営委員会において協議がなされ、それにより閉会中の所管事務調査の申し出がありましたので、これを追加日程にさらに追加し、追加日程第2として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午後 5時02分)

---

○議長 会議を再開します。

(午後 5時04分)

---

◎発議第10号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第2、発議第10号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は広聴広報常任委員会及び議会運営委員会において検討され、申し出があったものであります。これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和元年第1回川西町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでございます。

(午後 5時04分)